

お得意様各位

平成27年8月24日

株式会社 タテムラ
システムサービス課
福生市牛浜104

System-V・LX

相続税申告書・財産評価・新法人税追加別表・電子申告等の送付について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお取引を賜り誠にありがとうございます。

以下のプログラムが完成しましたのでお届け致します。(改正保守ご加入(未納含む)及び、ご注文ソフトのみ更新します。)

- ・相続税申告書、財産評価プログラム
平成27年改正対応
- ・新法人税申告書プログラムの[200]追加別表(※オプションプログラム・System-Vのみ)
特別償却の付表様式変更対応、及び付表8新規追加
- ・電子申告システム
地方税：eLTAX 平成27年8月24日更新に対応 *電子申告環境設定の更新作業あり
※注意事項がございますので、P.12～を必ずご一読下さい。

詳しくは、同封の資料を参照の上、更新作業を行っていただきますようお願い申し上げます。
今後とも倍旧のお引き立ての程、宜しくようお願い申し上げます。

敬具

送付資料目次

※改正保守のご加入(未納含む)及びご注文にもとづき、以下の内容を同封しております。

送付プログラム

- ・System-V用 平成27年度相続税申告書・財産評価・法人税追加別表・電子申告等 更新 CD-R 1枚
電子申告環境設定・取扱説明書PDF
- ・LX用 平成27年度 相続税申告書・財産評価・電子申告等 更新 CD-R 1枚
電子申告環境設定・取扱説明書PDF

※サーバーが複数台ある場合でも共通で使用できます。

取扱説明書

- ・CD-R内にPDFファイルとして入っています。

案内資料

- ・同封物の解説及びバージョン一覧表 1
- ・[1000]プログラムの更新作業 2～3
- ・電子申告環境設定 インストール方法 4～6
- ・相続税申告書プログラム 更新内容 7～9
- ・財産評価プログラム 更新内容 10
- ・法人税申告書追加別表プログラム(※オプション) 更新内容 11
- ・電子申告システム 更新内容 12～13

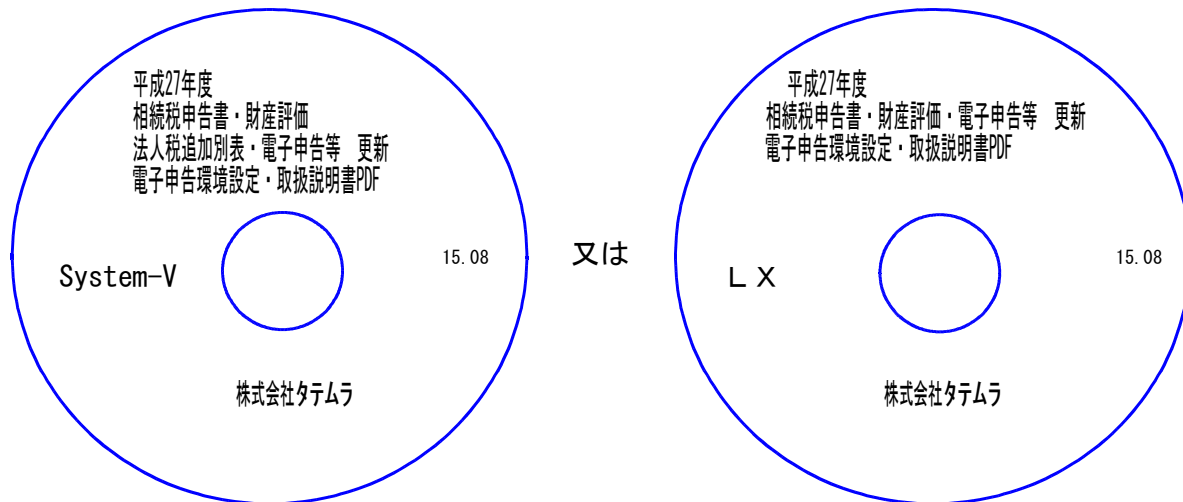
送付内容のお問い合わせ先

送付内容に関するお問い合わせにつきましては、サービス課までご連絡下さいますようお願いいたします。尚、保守にご加入のお客様はフリーダイヤルをご利用下さい。

TEL 042-553-5311 (AM10:00～12:00 PM1:00～3:30)
FAX 042-553-9901

以上

保守契約及びご注文に合わせて、以下のCD-Rを同封しております。



No	ラベル名	枚数	備考
1	System-V 平成27年度 相続税申告書・財産評価・法人税追加 別表・電子申告 更新 電子申告環境設定・取扱説明書PDF	1	プログラムインストールCD-Rです。 契約プログラムのみインストールします。
	LX 平成27年度 相続税申告書・財産評価・電子申告 更新 電子申告環境設定・取扱説明書PDF		

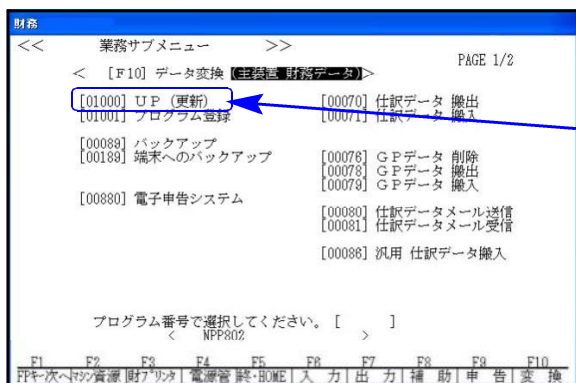
● バージョンNo.一覧

下記のプログラムは **F9** (申告・個人・分析) の1・2頁目、**F10** (データ変換) の1頁目に表示します。

PG番号	プログラム名	HD-VER	備考
110 (200)	新法人税申告書 -オプション-追加別表	[200] V-1.31	特別償却の付表の様式変更に対応、及び付表8を新規追加しました。
500 510	相続税申告書A " B	V-2.00	平成27年改正に対応しました。
530 540	WP版相続税申告書A WP版相続税申告書B	V-2.00	
550	財産評価	V-2.60	
1110	届出書セット	V-2.02	
880	電子申告	V-1.36	地方税電子申告eLTAXの更新に対応しました。

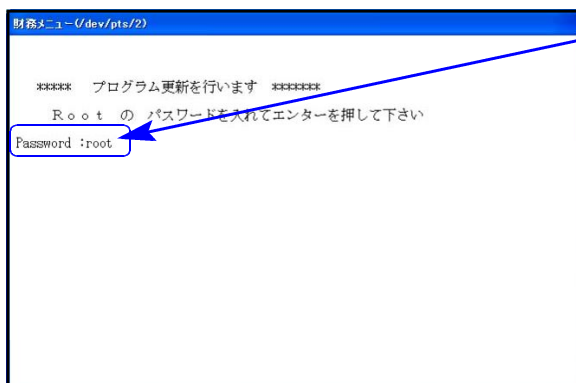
● 操作方法

- ① 「平成27年度相続税申告書・財産評価～更新 15.08」と書かれているCD-Rを用意します。
- ② **F10** データ変換のメニューを呼び出します。



初期メニューより **F10** データ変換を選択します。**[1000] UP (更新)** を呼び出します。

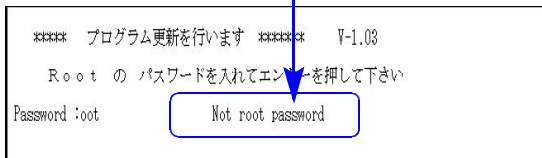
1000 **Enter** を押します。



Enter を押します。
(rootは入力しません)

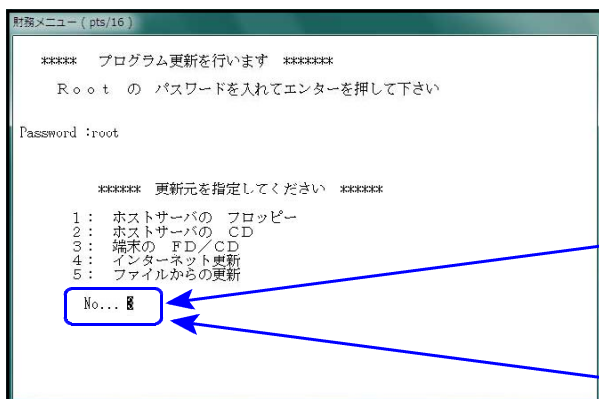
root は消さないように注意して下さい。

※パスワードを消した場合エラーを表示します。



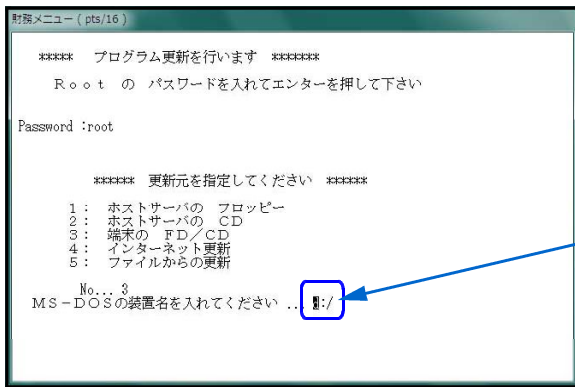
- ③ 左図の画面を表示します。

「平成27年度相続税申告書・財産評価～更新 15.08」と書いてあるCD-Rをセットして『3』端末のFD/CDを選択します。



3 **Enter** と押します。

※ 親機にCD-Rをセットした場合は
2 **Enter** を押します。
→ ⑤へ移動



- ④ 『3』 端末の F D / C D を選択すると『MS-DOSの装置名を入れてください..d:/』等、前回指定したドライブ名を表示しますので CD-ROMのドライブ名を確認します。

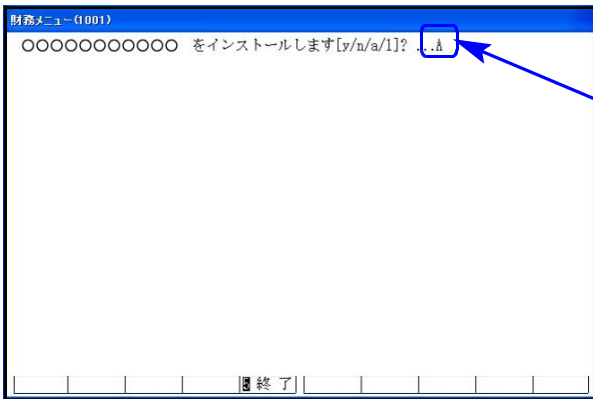
表示したドライブ名が違う場合は、入力後 **Enter** を押します

※お客様の機械によってドライブ名は異なります。下記の方法で確認して下さい。

CD-ROMのドライブ名の確認方法

マイコンピュータを開きます。
CD-ROMのドライブを確認して下さい。

右図の場合はCD-ROMドライブは『D』です。

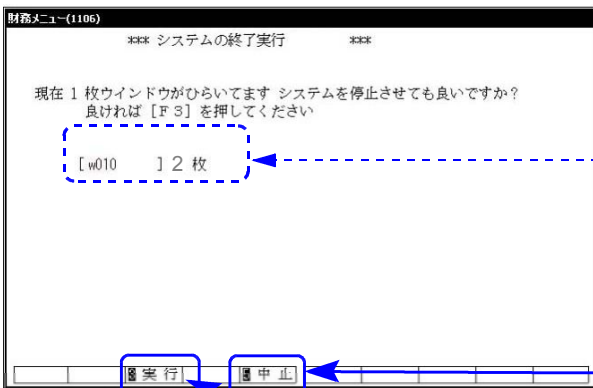


- ⑤ インストールを実行します。
左図の1行目の画面を表示します。
『OOOをインストールします[y/n/a/1?...]』
a 又は **1** を選択します。
※誤って、**y** を選択した場合は2行目以降で **a** 又は **1** を選択して下さい。

- ⑥ 2行目以降を表示します。
終了が出た後しばらくお待ち下さい。

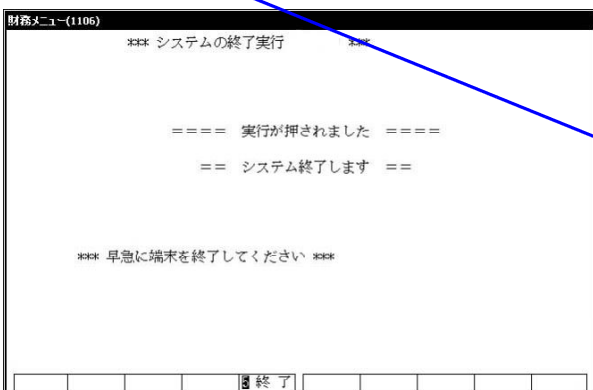
- ⑦ インストールが終了すると左図の画面を表示します。
CD-Rを本体から取り出してください。
他の端末が起動していないことを確認します。

※ここに転送作業中の端末名のみ表示していることを確認します。他の端末名を表示している場合はその端末を終了して下さい。



単体の場合

中止 (F5) を何回か押してシステムを終了し Windows画面、もしくはポータル画面まで戻ります。戻った後、3分ほど待ち、再度システムを起動して下さい。



ネットワークの場合

実行 (F3) を押し、しばらくお待ち下さい。左図の画面を表示した後、しばらくすると自動的にマルチウィンドウ端末が終了、その後親機の電源も自動的に切れて再起動します。
(※親機の電源が切れたあと5分ほど待っても再起動しない場合は、電源ボタンを押して起動させて下さい。)

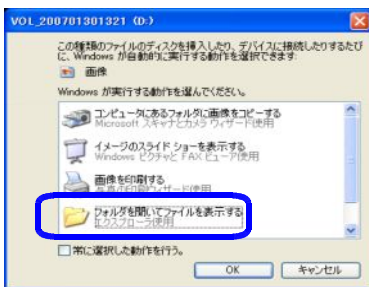
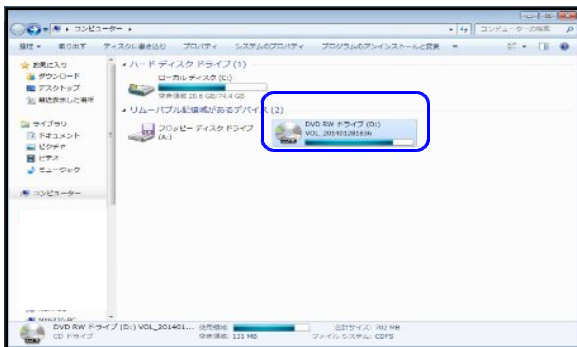
※親機を複数台持っている場合は、本CD-Rにて更新作業を同様に行ってください。

転送前の確認事項

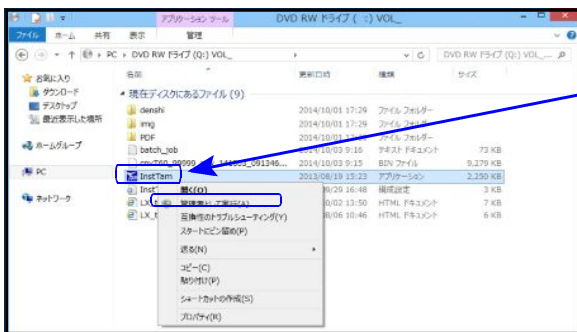
- インストールを行う際は、全てのプログラムを終了して下さい。（マルチウィンドウ端末も閉じて下さい。）

インストールは下記に沿って各端末機で行って下さい。

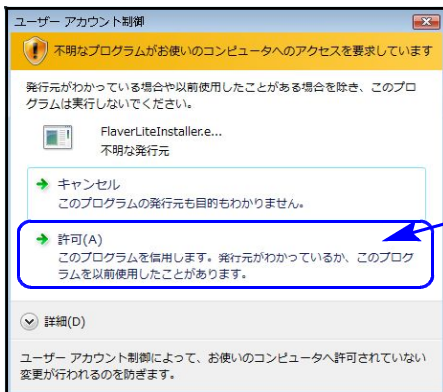
1. 今回送付した「平成27年度相続税申告書・財産評価～更新 15.08」と書いてあるCD-Rを用意して、端末機にセットします。
2. コンピュータ (Windows8はPC) をダブルクリック→CD-ROMドライブをダブルクリックします。



※CD-Rをセット後、左図を表示した場合は『フォルダを開いてファイルを表示する』を選択します。
 OK をクリックするとCD-Rの内容を表示します。



3. CD-Rの内容を表示しますので『InstTam.exe』を右クリックし、『管理者として実行』をクリックします。



4. Vistaは左図の画面を表示しますので、「許可」をクリックします。

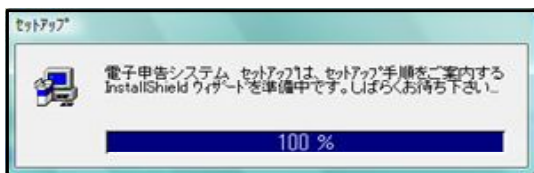
8/7は「許可しますか?」と表示します。「はい(Y)」をクリックします。



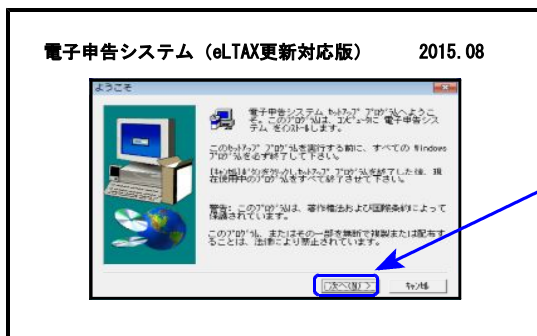
5. 左図の画面を表示します。

電子申告の環境設定をインストールします。
「インストール」をクリックします。

次の画面が出るまでしばらくお待ち下さい。

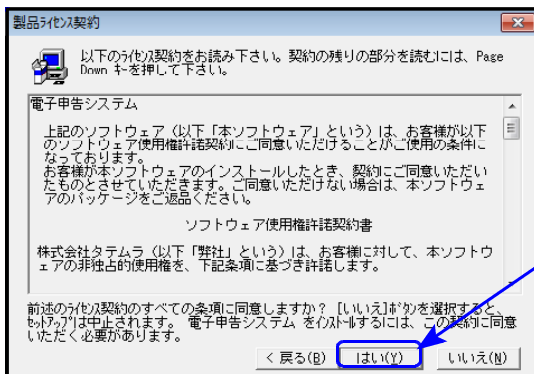


6. 左図の画面を表示します。
「100%」になるまでお待ち下さい。



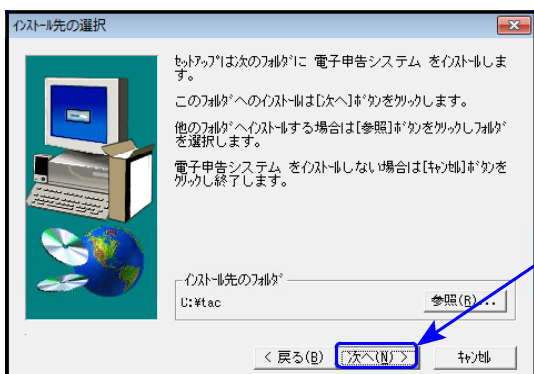
7. 左図の画面を表示します。

「次へ」をクリックします。



8. 左図の画面を表示します。

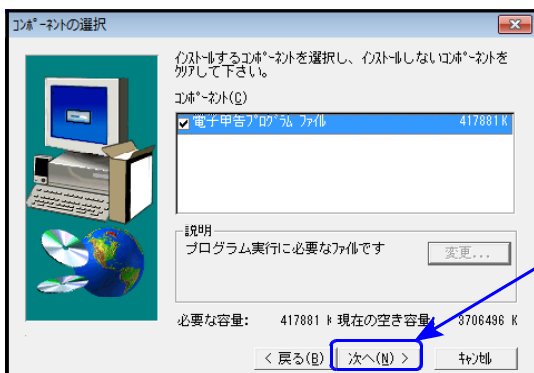
「はい」をクリックします。



9. 左図の画面を表示します。

「次へ」をクリックします。

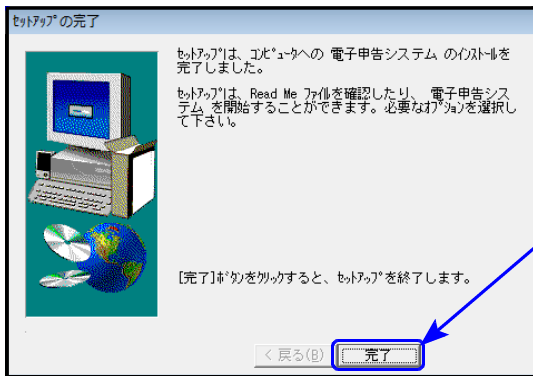
しばらくお待ち下さい。



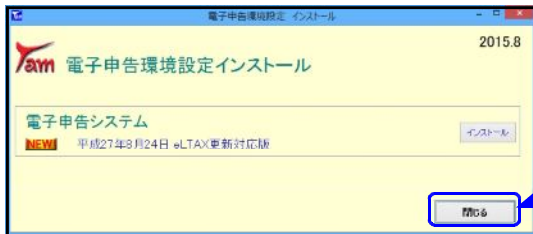
10. 左図の画面を表示します。

「次へ」をクリックします。

しばらくお待ち下さい。

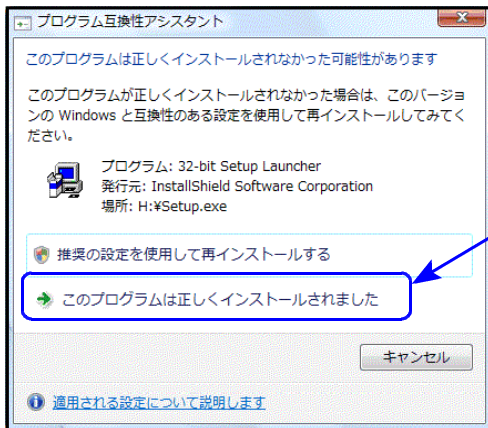


11. 「セットアップ完了」と表示したら「完了」をクリックします。



12. 左図の画面に戻ります。

更新作業は以上で終了です。
閉じる をクリックし、CD-Rを取り出します。
Windows再起動後、バージョンチェックを行って下さい。



※インストール終了後に左図の画面を表示した場合は「このプログラムは正しくインストールされました」をクリックします。

以上でインストール作業は終了です。

平成27年1月1日に施行された税制改正に対応しました。

【 主な改正事項 】

- ・ 遺産に係る基礎控除額の引き下げ
- ・ 最高税率の引き上げなど、相続税の税率構造変更
- ・ 未成年者・障害者控除の控除額引き上げ
- ・ 小規模宅地等の特例の、適用対象となる面積等の変更

平成26年以降用プログラムですでに平成27年1月1日以後の相続税申告データを入力している場合、基礎控除額や税率構造が変更になっていますので、今回のプログラム更新後、96・97・98連動計算をかけて、必ず入力画面でデータの確認を行ってください。

《 以下の申告書の変更に対応しました 》

第1表、第1表(続)、第2表、第4表、第6表、第8表、第11・11の2表の付表1、第11・11の2表の付表1(別表)、第11・11の2表の付表2、第14表、修正第1表、修正第1表(続)

● 第1表、第1表(続)、修正第1表、修正第1表(続)

項目名・年分表示が変更になりました。

第1表
(平成27年分以降用)

基礎控除額の0円固定が100万→10万円単位までの固定に変わりました。

● 第2表

①相続税の速算表が変わりました。

法定相続分に 応ずる取得金額	10,000千円 以下	30,000千円 以下	50,000千円 以下	100,000千円 以下	200,000千円 以下	300,000千円 以下	600,000千円 以下	600,000千円 超
税 率	10 %	15 %	20 %	30 %	40 %	45 %	50 %	55 %
控 除 額	- 千円	500 千円	2,000 千円	7,000 千円	17,000 千円	27,000 千円	42,000 千円	72,000 千円

②基礎控除額が変わりました。 改正前：5,000万円＋(1,000万円×法定相続人の数)

改正後：3,000万円＋(600万円×法定相続人の数)

相続税の総額の計算書		被相続人
この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。 なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の④欄及び⑤欄並びに⑥欄から⑧欄までは記入する必要がありません。		
① 課税価格の合計額	② 遺産に係る基礎控除額	③ 課税遺産総額
④ 万円 ⑤ ⑥	⑦ 万円 ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
④の人数及び⑨の金額を第1表④欄へ転記します。		
④ 法定相続人	⑤	第1表の「相続税の総額⑦」の計算
(注)1参照		第3表の「相続税の総額⑦」の計算

● 第4表

相続税額の加算金額の計算書 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書		被相続人
1 相続税額の加算金額の計算書 この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった直系尊属を含みます。）及び配偶者以外の方がいる場合に記入します（相続や遺贈により取得した財産のうち、遺税特別措置法第70条の2の3（直系尊属から遺贈・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の特励）第10項第2号に規定する管理費額がある人は、第4表の付表を作成します。）。 (注)一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。		
加算の対象となる人の氏名		
各人の税額控除前の相続税額 (第1表④又は第1表⑩の金額)	①	円
被相続人の一親等の血族であった贈与者以外の人がいる場合に記入します（相続や遺贈により取得した財産のうち、遺税特別措置法第70条の2の3（直系尊属から遺贈・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の特励）第10項第2号に規定する管理費額がある人は、第4表の付表を作成します。）。 (注)一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。	②	円
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産のうち、遺税特別措置法第70条の2の3（直系尊属から遺贈・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の特励）第10項第2号に規定する管理費額がある人は、第4表の付表を作成します。	③	円
加算の対象とならない相続税額 (①-②-③)	④	円
管理費額がある場合 加算の対象とならない相続税額 (第4表の付表⑦の金額)	⑤	円
相続税額の加算金額 (④×0.2)	⑥	円
(注)上記②-⑤の金額がある場合には、 (①-②-③)×0.2となります。		
(注)各人の⑥欄の金額を第1表のその人の「相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額⑩」欄に転記します。		
2 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書 この表は、第14表の「1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細」欄に記入した財産のうち相続税の		

記入方法説明内容が変わりました。

⑤欄が追加。⑥欄の計算式が変更となりました。

● 第6表 税額控除額が変わりました。

改正前：未成年者控除額 6万円／障害者控除額 6万円（特別障害者 12万円）

改正後：未成年者控除額 10万円／障害者控除額 10万円（特別障害者 20万円）

未成年者控除額 障害者控除額の計算書		被相続人
1 未成年者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、満20歳にならない人がいる場合に記入します。)		
未成年者の氏名		計
年齢 (1年未満切捨て)	①	歳
未成年者控除額	②	円
未成年者の第1表の⑨+⑩-⑪-⑫	③	円

2 障害者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、一般障害者又は特別障害者がいる場合に記入します。)	
障害者の氏名	計
年齢 (1年未満切捨て)	①
障害者控除額	②
障害者の第1表の⑬	④

【 小規模宅地等の表が以下のように変更となりました 】

平成26年
第11・11の2表の付表2の1 }
第11・11の2表の付表2の2 } → 第11・11の2表の付表1、及び付表1(続) 表全体が変更

第11・11の2表の付表2の3 → 第11・11の2表の付表1(別表) 表名・表示文字のみ変更

第11・11の2表の付表1 → 第11・11の2表の付表2 表示文字・限度面積の変更

● 第11・11の2表の付表1

① 居住用の宅地等(特定居住用宅地等)の限度面積が拡大されました。

改正前：240㎡



改正後：330㎡

② 居住用と事業用の宅地等を選択する場合の適用面積が拡大されました。

改正前：特定居住用宅地等 240㎡ }
特定事業用等宅地等 400㎡ } 合計400㎡まで適用可能



改正後：特定居住用宅地等 330㎡ }
特定事業用等宅地等 400㎡ } 合計730㎡まで適用可能

○ 「限度面積要件」の判定 上記「2 小規模宅地等の明細」の◎欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、この表の各欄を記入することにより判定します。				
小規模宅地等の区分		相続人等の居住用宅地等		相続人等の事業用宅地等
小規模宅地等の種類	<input type="checkbox"/> 特定居住用宅地等	<input checked="" type="checkbox"/> 特定事業用宅地等	<input checked="" type="checkbox"/> 特定同族会社事業用宅地等	<input type="checkbox"/> 貸付事業用宅地等
◎ 減額割合	80 100	80 100	80 100	50 100
◎の小規模宅地等の面積の合計	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
◎イ 小規模宅地等のうち貸付事業用宅地等がない場合	〔1〕の◎の面積		〔2〕の◎及び◎の面積の合計	
限度面積	≤ 330㎡		≤ 400㎡	
◎ロ 小規模宅地等のうち貸付事業用宅地等がある場合	〔1〕の◎の面積 × 200 930		〔2〕の◎及び◎の面積の合計 × 200 400 + 〔4〕の◎の面積	
	≤ 200㎡			
(注) 限度面積は、小規模宅地等の種類(「 <input checked="" type="checkbox"/> 貸付事業用宅地等」の選択の有無)に応じて、◎欄(イ又はロ)により判定を行います。「限度面積要件」を満たす場合に限り、この特例の適用を受けることができます。				
※ 税務署整理欄				
年分	<input type="text"/>	名簿番号	<input type="text"/>	申告年月日
	<input type="text"/>		<input type="text"/>	<input type="text"/>
			一連番号	がけ番号
			<input type="text"/>	<input type="text"/>
			補充	<input type="text"/>
第11・11の2表の付表1 (資4-20-12-3-1-A4統一)				

③ 小規模宅地等の種類番号が変更になりました。

特定事業用宅地等14→2、特定同族会社事業用宅地等15→3、貸付事業用宅地等16→4
特定居住用宅地等17→1

※平成26年以降用プログラムですでに平成27年1月1日以後の相続税申告書作成をしていたデータについては、種類番号の再入力が必要です。

● 第11・11の2表の付表2

3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算 この欄は、「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」について2以上の特例を適用する場合に記入します。		
(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積		
① 限度面積	② 特例の適用を受ける面積	③ 特例適用種面積(①-②)
200㎡又は400㎡	㎡	㎡
(注) 「特定事業用資産の特例」の適用がない場合には①欄の「限度面積」は200㎡により、同特例の適用がある場合には400㎡により③欄「特例適用種面積」を計算します。		
(2) 特定事業用資産の特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額の計算		

入力画面で200㎡・400㎡を選択します。選択しないと③を計算しませんのでご注意ください。(選択していない方を打ち消し線印字します。)

● 第8表、第14表

表示文字の変更がありました。

【 改正による変更点 】

『取引相場のない株式の評価明細書』の改正に対応しました。

●第5表[8]、第8表[8][21]

評価差額に対する法人税額等相当額を計算する率が、40%から**38%**に変更となりました。

【 プログラムの機能更新 】

『取引相場のない株式の評価明細書』の以下の表について、機能更新を行いました。

●第3表

第5表を作成しない大会社のケースに対応。

第5表がない場合②を空欄にし、①の金額を④へ転記するようにしました。

1株当たりの価額の計算の基となる金額	①	②	③	④
1株当たりの価額	150			
1株当たりの価額の算定方法	1株当たりの価額			
大会社の株式の価額 ①の金額と②の金額とのいずれか低い方の金額 (②の記載がないときは①の金額)	④ 150			
中会社の株式の価額 ①と②のいずれか低い方の金額 Lの割合 (円 ×) + (円 × (1 -))	④			

②の記載がないときは①の金額を④へ転記できるようにしました。

●第4表 ㉔ 欄の参考サブミットを新規追加しました。

比準要素数1又は0の会社の判定要素の金額	参考
①/⑤又は (①+②)/2/⑤	① 112
③/⑤又は (③+④)/2/⑤	② 31
1株(50円)当たりの年利益金額	
①/⑤又は (①+②)/2/⑤	円 112

【参考】		
C1	ニ/⑤	164
	(ニ+ホ)/2/⑤	112
C2	ホ/⑤	60
	(ホ+へ)/2/⑤	31

金額選択の参考にして下さい。

●第5表

会社No. 1 株式会社 A		第5表 1株当たりの純資産価額(相統税評価額)	
1.資産及び負債の金額(課税時期現在)			
資産の部		負債の部	
科目	相統税評価額	帳簿価額	備考
現金	5,587	5,587	○ 土地 ○ 株式
預金	8,393	8,393	○ 土地 ○ 株式
短期借入金	6,580		
未達小切手			

科目	帳簿価額	転記	科目	帳簿価額	転記
現金	5,587	<input checked="" type="checkbox"/>	短期借入金	6,580	<input checked="" type="checkbox"/>
預金	8,393	<input checked="" type="checkbox"/>	未達小切手	57	<input checked="" type="checkbox"/>
受取手形	20,154	<input checked="" type="checkbox"/>	繰入金	780	<input checked="" type="checkbox"/>
仕掛品	228	<input checked="" type="checkbox"/>	戻入金	2,100	<input checked="" type="checkbox"/>
前払費用	1,139	<input checked="" type="checkbox"/>	戻受消費税	-918	<input checked="" type="checkbox"/>
仮払金	3	<input checked="" type="checkbox"/>	長期借入金	88,205	<input checked="" type="checkbox"/>
建物	1,480	<input checked="" type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
建物附属設備	506	<input checked="" type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
構築物	83	<input checked="" type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
機械装置	-144	<input checked="" type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
車両運搬具	1,524	<input checked="" type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
工具器具備品	448	<input checked="" type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
土地	27,400	<input checked="" type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
電器加入権	254	<input checked="" type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
出資金	120	<input checked="" type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
繰入金	50	<input checked="" type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>

財務連動 サグミットを開き、**財務読** (F8) をして会計データから読み込まれた行の転記チェックボックスには、自動でチェックを付けるよう機能変更しました。

転記しない科目については、チェックを外して下さい。

『特別償却の付表』について様式変更がありましたので、[200]追加別表プログラムの各表を対応更新しました。 ※特別償却の付表のe-Tax(国税電子申告)対応は、12月の予定です。

● 特別償却の付表1

項目名の変更がありました。

● 特別償却の付表17

「特別償却の種類」が2→4種類になりました。

医療用機器等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (措法45の2①、68の29①、旧措法45の2①、68の29①)				事業年度又は連結事業年度	27・1・1 27・12・31	法人名	株式会社 東京商事	特別償却の付表(十七)
特別償却の種類	1	45条の2第1項 68条の29第1項 旧45条の2第1項第()号 旧68条の29第1項第()号	45条の2第1項 68条の29第1項 旧45条の2第1項第()号 旧68条の29第1項第()号	45条の2第1項 68条の29第1項 旧45条の2第1項第()号 旧68条の29第1項第()号				
事業の種類	2							

● 特別償却の付表8 ~新規追加しました~

区分	表番号及び別表名	区分	表番号及び別表名	区分	表番号及び別表名
	【特別控除】		【特別償却の付表】		【外国税関係】
1	[9031] 別表6-3付表1	1	[9901] 特別償却の付表1	1	[9062] 別表6-2
1	[9066] 別表6-6	1	[9902] 特別償却の付表2	1	[9022] 別表6-2-2
1	[9087] 別表6-7	1	[9908] 特別償却の付表8	1	[9063] 別表6-3
1	[9088] 別表6-8	1	[9917] 特別償却の付表17	1	[9064] 別表6-4
1	[9089] 別表6-9			1	[9082] 別表8-2
1	[9010] 別表6-10			1	[9003] 復興税 別表3

特定生産性向上設備等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (措法42の6②、68の11②、42の12の5①②、68の15の6①②)				事業年度又は連結事業年度	27・1・1 27・12・31	法人名	株式会社 東京商事	特別償却の付表(八)
特定生産性向上設備等の区分	1	42条の6第2項 68条の11第2項 42条の12の5第()項 68条の15の6第()項	42条の6第2項 68条の11第2項 42条の12の5第()項 68条の15の6第()項	42条の6第2項 68条の11第2項 42条の12の5第()項 68条の15の6第()項				
事業の種類	2							
(機械・装置の耐用年数表の番号)	3							
特定生産性向上設備等の種類等	3							
特定生産性向上設備等の名称	4							
設置した工場、事業所等の名称	5							

平成27年8月24日のeLAX(地方税電子申告)更新に伴い、弊社電子申告システムも対応致しました。

e-TAX(国税電子申告)につきましても、平成27年9月24日に更新が予定されています。弊社対応版更新も予定しておりますので、発送日等決まり次第、ブログにてお知らせ致します。

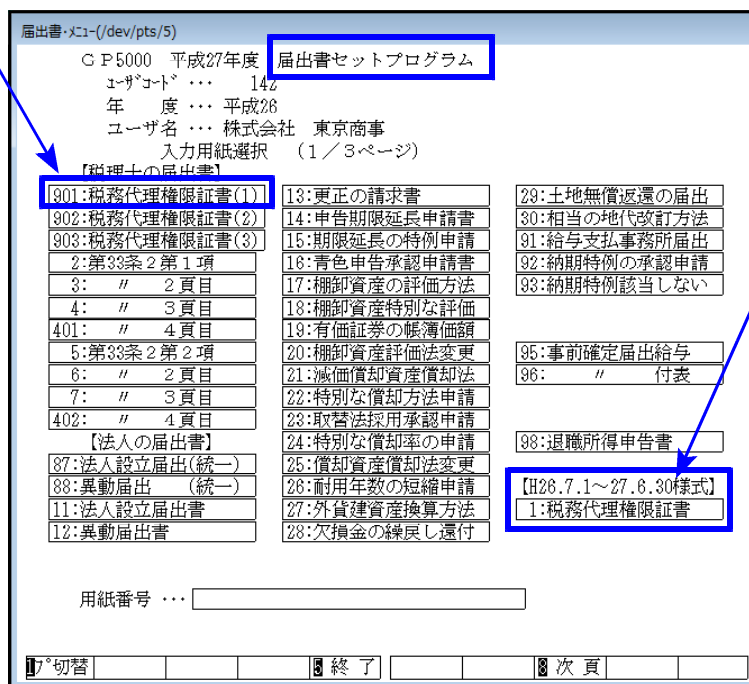
【 地方税電子申告変換について 】

● 税務代理権限証書

地方税電子申告においては、事業年度で様式判定をして変換します。

・平成27年7月1日以後開始事業年度の場合
[901] 税務代理権限証書(1) で変換

・平成27年6月30日以前開始事業年度の場合
[1]H26. 7. 1~27. 6. 30様式で変換



国税電子申告では、平成27年7月1日以後の申告については新様式を使用することになっています。そのため、[882]法人・送信データ作成からは新様式の税務代理権限証書を作成できるようになっています。

[1110]届出書セットの
901・902・903

平成27年6月30日以前開始事業年度の地方税申告に税務代理権限証書を添付する場合は、[1110]届出書セット内の[1]H26. 7. 1~27. 6. 30様式に入力をした後に、電子申告変換を行って下さい。



● 平成27年度税制改正に関する対応について

eLTAXでは平成27年8月24日の更新で、以下の様式については平成27年度税制改正に対応されています。

第6号様式、第6号様式別表5の2、第6号様式別表5の2の3、第7号様式、第20号様式、第20号の3様式
このため、これらの地方税電子申告プレビューについては新様式となっております。

[110]法人税申告書プログラムの様式とプレビュー様式は異なりますが、データは正しい項目で変換しております。

ただし、[110]法人税申告書プログラムの対応版については開発中です。

平成27年4月1日以後開始分の申告については、弊社システム更新までの間、手書きまたは、PCdeskでの提出をお願い致します。(※発送時期は未定)